

にあたる山あいの川の中に、4 軒四方余の大岩が鎮座しているところから、そう呼ばれたのであろう。

この大岩は、昔は2個あって馬庭への出入りの邪魔をしていた。昭和8年、道路改修で現在の道路に付け替えたとき、1個は取り除かれた。古老の話によると、「昔々、山奥に住む山姥が、大きな荷物を両手に提げて馬庭まで下りてきて、ひと休みした。そのとき、忘れ物を思い出してあわてて引き返し、荷物はそのまま忘れてしまった。それが2つの大岩になった」という。(カラー写真参照)

(執筆 藤井 晃)

監修 元山口県文書館副館長 山口大学 講師 広田 暢久

第2章 大歳小学校の歩み



1. 学校教育制度の変遷

明治28年10月1日、大歳小学校創設の認可を得て100年を経過した。大歳地区におけるそれまでの教育の歩みを振り返るとともに、創設以降の本校教育の流れを学校制度の面からアプローチしていくことは意義深いことである。ここでは、次の時代区分に分けて、本校の教育の歩みを振り返っていくこととする。

- 1) 寺子屋時代
- 2) 学制発布から創立までの時代
- 3) 尋常高等小学校時代
- 4) 国民学校時代
- 5) 戦後の教育の時代

1) 寺子屋時代（天保元年～明治5年）

当時は、庶民の教育の場として、寺院を校舎とし、僧侶による教育が行われており、寺子屋という名称がついたといわれているが、江戸時代の終わりごろには、私塾的な手習場が次々に生まれ、庶民の80%が、寺子屋ないし手習場教育を受けていたといわれている。

大歳地区においては、朝田に磯辺源蔵とその子磯部左五右衛門、馬庭に佐々木曾根之助、和田に井村新吾、高井に伊藤兵太、岩富に内田藤太郎・徳光直明・山下一精・羽仁興一、矢原に養源寺、下湯田に嶺村小右衛門の教育場があって、14～15人から30～40人の子弟を教授した。

就学年齢は特に定められてはいなかったが、通常子供が7、8歳になるころ、親は子供を連れて教育場を訪れ、弟子入りを願っていた。

寺子屋の教育内容は、一般に「読み、書き、ソロバン」と呼ばれるように、社会生活に役立つ内容であったが、礼儀作法や交際礼儀などの実学も多く取り入れていた。その際、師匠は、個々の子供の年齢や進度、性格や家の職業などに従って、細かな指導内容を立てており、いわゆるマン・ツー・マン教育であった。さらに、年長の者が新しく入門した子供の面倒を見ることで、師匠の補佐的な役割をしていたとも伝えられている。

卒業証書もないのに、寺子屋が長く存続したことは、当時の人々の向学の志を伺うことができる。

寺子屋の概要については次に示すとおりである。

- ①学 科
- ・読み書き（習字手本、読み方、読書、作文など）
 - ・読算



寺子屋時代の教科書

- ・修身 修身書の素読（読書の応用でもあった）

- ②主な教科書 いろは假名 百人一首 四書五経 女大学など70数点

- ③授業時間 8時から9時の間に始業、12時まで。

- ④休業日 毎月1日、15日、25日は休業。

- ・12月中旬から1月中旬まで休業。

- ・祭日、五節句（1月7日、3月3日、5月5日、7月7日、9月9日）

2) 学制発布から創立時代（明治5年～明治28年）

ア 学制から教育令時代の教育（明治5年～明治19年）

明治5年8月3日、学制が発布された。この学制の特色は、全国を8大学区に区分し、各大学区を32の中学区に、さらに各中学区を210の小学区に分け、それぞれの学区に1校ずつ、大学、中学、小学を置くこととした。これによって、全国で、8大学、256中学、そして、53,760の小学ができることとなる。これは、600人に対して、1小学を置くという構想であった。この中で、小学校は、教育の初級であり、国民が必ず学ばなければならないものとし、下等小学校（6歳から9歳までの4年間）と上等小学校（10歳から13歳までの4年間）に分け、男女ともに8年間の義務教育を課した。

しかし、この義務教育は、国民にとっては経済的に大きな負担になった。当時、1か月の授業料が50銭となっており、この50銭は、玄米1斗分（現在のお金で、4千円程度）に相当したといわれている。このため、小学校の廃止を請願した暴動まで起こった。

当時、大歳地区は、朝田村と矢原村の2村に分かれており、明治7年3月に朝田村に朝田小学校を創設し、下等小学校としてスタートした。次いで明治10年に、下宇野令村と協議の上、矢原村字高田に高田小学校を新設した。これによって、高田小学校は、付近の尋常科及び3村の高等科の児童を収容したことで本校となり、朝田小学校は分校として尋常科のみを設置することとなった。

イ 学科課程の変遷

明治5年 下等小学 4年間8級
上等小学 4年間8級
*朝田分校は、下等小学のみを設置した

学制・小学教則によって、教科目を編成
教科（読物・算術・習字・書取・作文・問答・副読・体操）
進級（前期・後期に試験があり、落第もあった）

明治11年 簡易科 2年間4級
尋常科 4年間8級

山口県小学教則の改正

（都市型の教則を改め、簡易科を設けることで、村落での教育の強化を図る）
進級（6か月を1級とし、飛び級を認めた）

文部省教育令（明治12年）

- ・学区制の廃止
- ・6歳から14歳を学齢とした。
- ・義務教育の期間を短縮できる。
- ・教員巡回の方法で教育できる

(中央管理を廃し、地方の運用に任せたところに特徴があるが、この教育令によって、教育が大きく後退することとなる。当時は、自由民権思想が風びした時代で、自由教育令とまで言われた。この教育令は、公布後、まもなく非難をあび、翌年に改正された。)

明治12年 簡易科 3年間
尋常科 3年間
高等科 2年間

山口県小学教則の改正
(各科の課題を具体的に示した)
簡易科…「容易に普通文字を読み、四則を学び」
尋常科…「普通文書を講読し、四則以上の…」
高等科…「漢文を講読し、稍高尚の算術…」

文部省改正教育令 (明治13年)

明治15年 初等科 3年間 (旧簡易科)
中等科 3年間 (旧尋常科)
高等科 2年間

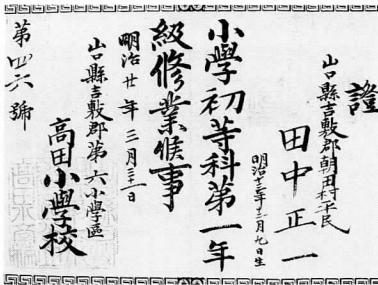
山口県小学校諸則改正
(改正教育令に基づき、修身科が諸教科の首位になるなどの特色がある)

文部省小学校令 (明治19年)
「学科及びその程度は文部大臣の定むるところによる」とし、小学校の学科・課程は全国統一された。
尋常科 4年間 (義務教育とする)
高等科 4年間
簡易科の設置 (尋常科の代用として、3年間の簡易科を設けることができるとした。なお、経費のほとんどは、児童の授業料であった)

明治19年 学級を学年に改編
尋常科 1学年 (初等科5・6級) 3学年 (初等科1・2級)
2学年 (初等科3・4級) 4学年 (中等科5・6級)
高等科 尋常科と同様

明治20年 高田小学校を高田尋常小学校に改称

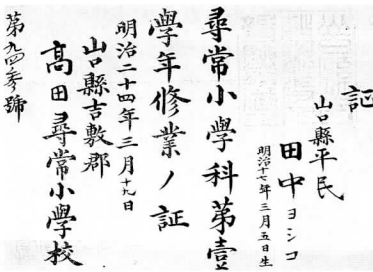
ウ 小学校令における教育 (明治19年～明治29年)
明治19年4月に、改正教育令が廃止され、これにかわる小学校令の公布によって、我が国における「近代教育制度の基本」が確立された。山口県では、明治18年当時の就学率が46.2%であり、女



小学初等科一年修業証書 (明治20年)

子の場合は男子の半数程度であった。学問は、士族や一部の金持ちが受けるものであり、また、女子には不要であるといった考え方が根強く残っていた時代であった。

明治22年4月、市町村制が実施されることによって、矢原・朝田の両村が合併し、矢原朝田村となり、下宇野令村との間に学校組合を設立し、両村長が1年ごとに交代して組合長となって、学校管理に当たった。翌年、明治23年に小学校令が改正され、小学校教育の目的が明示された。すなわち、「小学校は、児童の身体の発達に留意して、道德教育及び国民教育の基礎並びにその生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とす」としている。つまり、道德教育、国民教育、知識技能教育の3つの面から規定されており、それまでの教育の性質を述べてきたことに対して、目的が明確にされたことは大変意義深い。また、簡易科を廃し、尋常小学校と高等



小学校に分けられ、尋常小学校の修業年限を3年または4年とし、高等小学校は2年、3年または4年としている。これによって、義務教育年限を3年間とした。小学校の種類としては、市町村立・私立の別があったが、さらに、小学校に専修科・補修科を付設し、徒弟学校・実業学校を小学校の種類として編入したことに特色がある。

尋常小学校一年の修業証書 (明治24年) 明治25年7月に、高田尋常小学校を高田尋常高等小学校に、朝田分校を朝田尋常小学校と改称した。当時の各教科の配当時間は次のようになっており、学問知識の進歩を第一においた教育がなされていた。

教科の配当時間 (明治25年)

尋常小学校 (週27時間)	高等小学校 (週30時間)
修身 3時間	修身 2時間
読書 15時間	読書 5時間
作文 15時間	作文 2時間
習字 6時間	習字 3時間
算術 6時間	算術 男5時間 女4時間
体操 3時間	日本地理 男4時間 女3時間
	日本歴史 男4時間 女3時間
	外国地理 男4時間 女3時間
	理科 2時間
	図画 2時間
	唱歌 2時間
	体操 男3時間 女2時間
	裁縫 女2時間

明治27年11月に、高田尋常高等小学校は、火災によって校舎2棟を消失し、両村は翌年9月30日に学校組合を解散した。これを受けて、同年10月1日から、矢原朝田村は大歳小学校設立の認可を受け、下湯田の大歳 (小字名) の場所に校舎の建築を始めた。この場所にあった「大歳さま」と呼ばれる子供好きの神様をまつるほこ

らを移転し、小学校の用地とした。この「大歳さま」の名前をとって、大歳小学校が誕生したのである。なお、矢原朝田村が大歳村と改名するのは、3年後の明治31年7月1日のことである。

高等科を併設したために、校舎が完成するまでの間、元朝田尋常小学校を高等科の教室に、矢原朝田村役場を尋常科の教室に当てて授業を再開した。

当時の児童数は

尋常科 男子83人
女子66人
高等科 男子69人
女子10人

であった。

明治29年10月に、新校舎が完成し、11月3日の天長節に明治天皇皇后両陛下の御影を奉戴し、12月20日に本校開校式を挙行了。



大歳小学校の敷地内におられた大歳様



明治29年3月 高等科第1回卒業生

3) 尋常高等小学校時代 (明治29年～昭和15年)

ア 日清戦争後の教育

明治30年代の日本は、日清戦争の戦勝景気に湧き、近代国家体制へと更に進展していった時代であった。学校教育においても、日清戦争で得た賠償金の一部を教育に当てるとともに、近代学校教育の基盤を確立させたといわれている。

明治33年8月、小学校令並びに小学校施行規則が改正され、小学校教育が整備されることとなった。その主な特色となるものは、次のとおりである。

- ①尋常小学校の就業年限を4か年と規定した。(従来は、3か年も認められていた)
- ②義務教育における授業料を徴収しない。(従来は、徴収することを本体としていた)
- ③読書・作文・習字を統合して、国語科とした。
- ④仮名遣いの例を示し、いわゆる棒引き仮名遣い(学校を「がっこー」というように書き表すこと)を採用した(8年後に、文部省令によって廃止)。また、漢字の数を1200字内外に限り、実際の応用に資するようにした。
- ⑤考査の方法を試験の方法によらず、日ごろの成績を考査して定める。
- ⑥正准教員のほかに、代用教員を認めた。(教員数の不足を補うため)

このように、就業年限の規定・義務教育の無償化を原則とすることで、義務教育

の規定が明確にされたことで、就学する児童の数も著しく増加した。

大歳小学校においても、明治33年度の児童数が、尋常科159人・高等科80人であったのに対し、翌年は、尋常科190人・高等科83人となっており、40人近い増加となっている。

イ 小学校教科書の国定化

明治35年、教科書会社と府県の教科書審査委員会による贈収賄路事件が発生した。30余りの府県の教科書審査委員の数百人が関与し、大きな社会問題となり、このことは、これまでの検定制度の維持を困難とさせ、国定教科書制度の実施を加速させる結果となった。

それまでの教科書の歴史を明治初期にさかのぼってみると、当時は学制が發布されて間もない時期であったことから、教科書にまで手が回らず、寺子屋時代に使われていたものを代用していた程度で、非常に自由な時代であった。「小学教則」で指示された教科書は、文明開化の啓蒙書・翻訳型の教科書であり、とりあえず既刊の図書の中から適当と思われるものを小学校用の教科書として使われていた。同時期に、文部省は東京に直轄の師範学校を設置し、教員の養成はもちろん、教科書の編修なども行った。やがて、師範学校版の教科書が編集されると、全国の小学校への普及を図った。以下、略史として次のようにまとめた。

明治13年 文部省に取調掛が新たに設置され、府県で使用している小学校教科書を調査し、不当なものを禁止した。

明治14年 使用する教科書を届け出制にした。

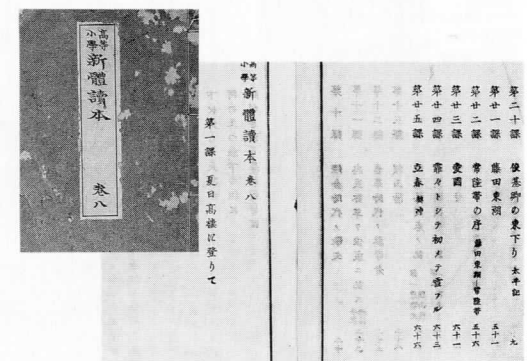
明治16年 小学校教科書の認可制を実施した。

明治19年 小学校教科書検定制度を実施した。その後、規則の改正を行い、検定教科書の内容が統一化されていく。

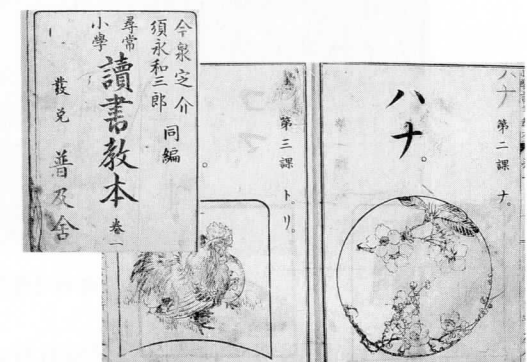
明治23年 教育勅語が示され、特に



国定教科書以前の教科書 (明治27年)



国定教科書以前の教科書 (明治27年)

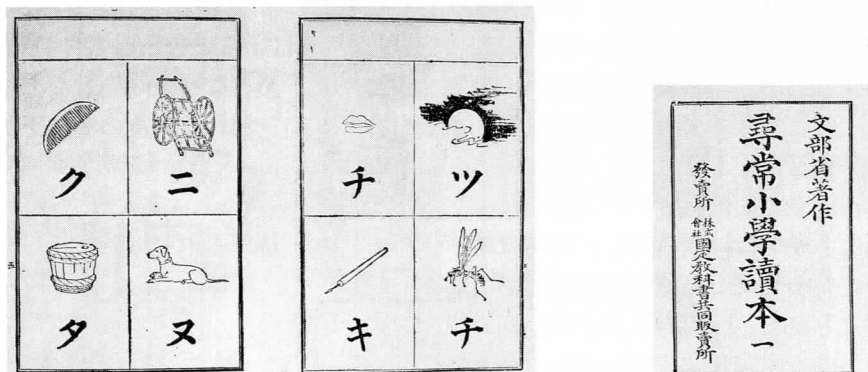


国定教科書以前の教科書

修身の教科書の基本とされた。

明治35年 教科書事件が起こり、検定制度を廃し、国定制度を実施することとなる。

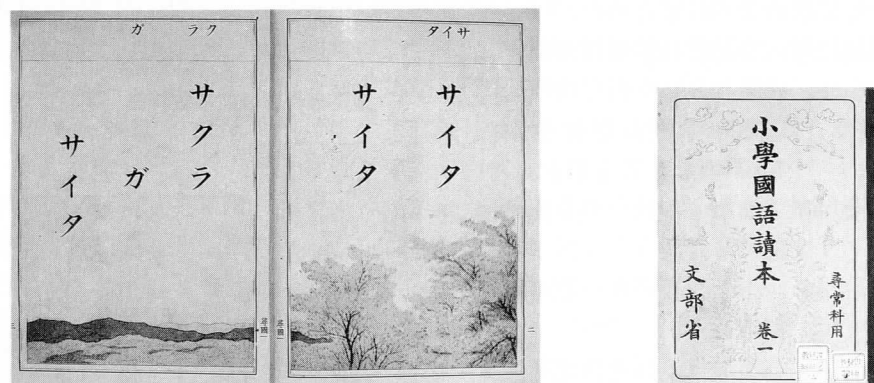
明治36年 小学校令が改正され、小学校教科書の著作権を文部省が有することを明記した上で、翻刻発行などを民間に委託することとした。



尋常小学読本、国定最初の国語読本(明治37年度)



大正7年から使用された国語読本



昭和8年から使用された国語読本

このような背景で、次々に学校教育が整備され、児童数が増加傾向になってきたため、大歳尋常高等小学校では、明治39年に2教室を増築するとともに、運動場を

拡張し、さらに明治44年6月に校舎（3教室）を増築することとなった。

ウ 実業補修学校の併設

明治40年には、義務教育の就業年数を6年とした小学校令が改正され、初等教育の充実が図られた。本校においても、明治45年に『大歳村立大歳文庫』を併設するなど、次第に教育の基盤が整ってきた時代であると考えられる。

同じ年には、女子尋常補修科を高等補修科に改編し、12月20日（大正元年）に、同科を廃止し、大歳村立実業補修学校を併設している。

一般的には、実業補修学校の入学資格は、尋常小学校卒業以上程度で、教科目は修身・読書・習字・美術及び実業に関する科目となっている。修業年限は3年以内で、夜間の授業も認めた。

この実業補修学校は初等教育の補習機関であるとともに、生徒の従事する実業に関する知識技能を授けようとしたところに大きなねらいがあった。つまり、日本国の将来の富力を増進させ、科学・技術・実業を統合した教育の確立であり、産業人の養成を図ろうとしたのである。

大歳村立大歳実業補修学校については、学則によって、この学校の特色を探っていくこととする。学則は、大正10年と翌年の11年の2度に渡って改定されているが、ここでは大正11年の学則の概要を紹介したい。

目的

小学校を卒業して、他の学校に進学していない者を收容し、男子部にあつては「農業」並びに「日常生活に必須なる知識技能」を授け、特性を涵養し、以て善良なる公民を養成する。女子部にあつては、「裁縫」「家事」「農業」並びに「日常生活に必須なる知識技能」を授け、婦徳を涵養し、以て貧淑有為の婦女を養成する。



実業補修学校卒業生（大正15年卒）

修業年限

- 予 科 2 年（資格 尋常小学校卒業程度）
- 本 科 2 年（資格 高等小学校卒業程度）
- 研究科 1 年（資格 本科を終えた者、またはそれに準ずる者）

学 期

- 第1学期 4月1日～8月31日
- 第2学期 9月1日～12月31日
- 第3学期 1月1日～3月31日

休業日

日曜日・祝祭日・授業日以外の日・産土神社祭

授業日数及び週時数

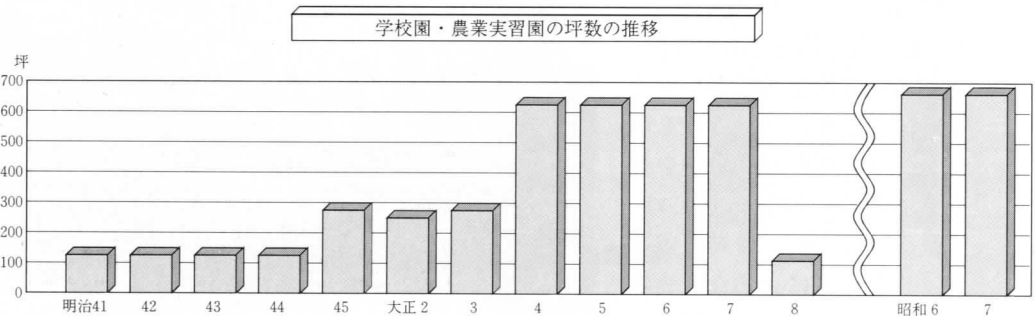
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	授業時刻
男子部	日数	7	8	—	6	—	7	—	5	6	8	7	8	午後1時～午後5時
	総時数	28	32	—	24	—	28	—	20	24	32	28	32	
女子部	日数	26	26	—	23	—	25	—	26	20	20	23	17	午前8時～午後3時
	総時数	156	156	—	138	—	150	—	156	120	120	138	108	

学 科 男子部…修身、国語、数学、理科、農業

女子部…修身、国語、数学、家事、裁縫、農業

授業料 授業料は、1か月20銭とする。ただし、男子部は徴収しない。

以上のような学則で併設されたのであるが、女子教育を中心に据えた補修科であった。日露戦争後における経済的な理由から、実業奨励の傾向が強まり、小学校教育も実業科の影響を受けたことは、容易に想像できる。すなわち、学校林や学校園の設置などが試みられたのである。



上のグラフは、当時の学校園と農業実習園を合わせた坪数の推移であるが、明治36



実業補修学校実習状況

年に学校園が設置され、大正2年からは、学校園と農業実習園に分けられた表記になっている。明治44年から、高等科の中に、補修科として農業科目が設置されたことから、明治45年には学校園が2倍に増えている。

大正8年に、農業実習園が、66坪に減ったので

あるが、昭和6年に621坪に増えている。

エ 県師範学校代用附属小学校

大正期の大歳尋常高等小学校における大きな変化として、大正8年から、県師範学校の代用附属小学校としての指定を受けたことが挙げられる。『代用附属小学校概説』によると、本校の指定目的は、「農村小学校としての児童教育及び社会教育を行い、一面その施設経営に関する研究をなし、兼ねて山口師範学校生徒の実習に資せんとするにあり」と記載されている。

(1) 代用附属小学校の沿革

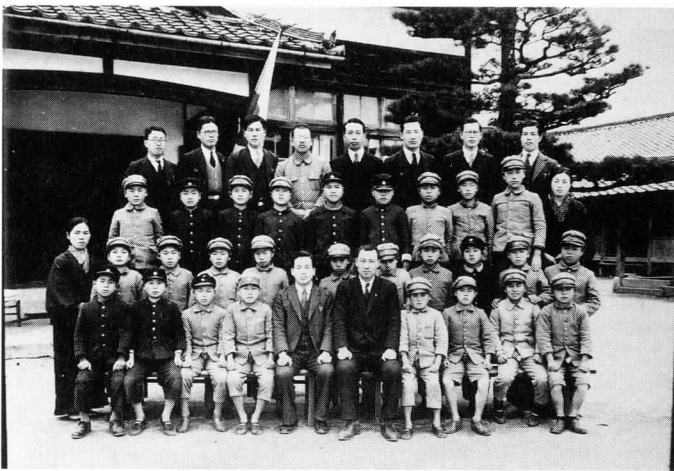
これまでの代用附属小学校は、経済上の理由などによって、師範学校が附属小学校を特設できない場合に市町村立小学校を代用することができるという師範学校規定第74条において認められたことから設置されていた。ところが、次のような理由によって、代用附属小学校の設置を奨励推進することとなった。

- ・附属小学校の児童は、募集によって組織されたものであり、市町村立小学校との性質を異にしている。
- ・附属小学校における施設研究は、市町村立小学校には適さない面がある。
- ・これらの欠陥を補うために、市町村立の小学校を代用する必要がある。

(2) 本校の代用指定の理由

「代用ニ関スル覚書」によると、代用の必要とする理由について次のように記載されている。以下、原文のままを紹介する。ただし、カタカナはひらがなに、漢字については新字体とした。

(前略) 而して、本県は、下関市を除きては殆ど所謂農村に属するが故に、師範学校は主として農村を対象とする教育を研究し、且つ農村に教師たらんとする生徒を養成することに努めざるべからず。然るに附属小学校の現状にありては、農村小学校の教育は勿論、近時台頭せる青年教育、成人教育等、社会教育に関する施設研究なし難く、従って生徒教養上此の方面の欠陥亦免れざるなり。因って、純農村たる市外大歳村なる村立大歳尋常高等小学校を以て附属小学校に代用し、児童教育及び社会教育を行い、以て一面その施設経営に関する研究をなすと共に、兼ねて師範学校生徒の実習に資せんとす。



昭和12年尋常科卒業生(男子)

以上のような理由により、本校は特に農村教育復興のために、代用附属小学校としてスタートし、その任を解かれる昭和18年まで、24年間の長きにわたって指

定された。

- (3) 経費予算に関する件については、次のような点が定められており、このことによって、本校の施設設備などが、かなり整えられていったと考えられる。

①毎年度、村教育費の予算編成に関しては、師範学校長と協議をすること

②村教育費児童一人当

たりは、吉敷郡各町村立小学校児童一人当たり平均額以上であること

③教員俸給一人平均額は、吉敷郡各町村立小学校俸給支出平均額以上であること

④師範学校訓導3人派遣により、大歳小学校訓導3名を減じ得るを以て之によりて剩し得るところの金額は之を旅費及び教授用図書機械器具標本費並びに研究調査費に充用すること

⑤校地校舎の設備は普通学校の設備と同等以上であること

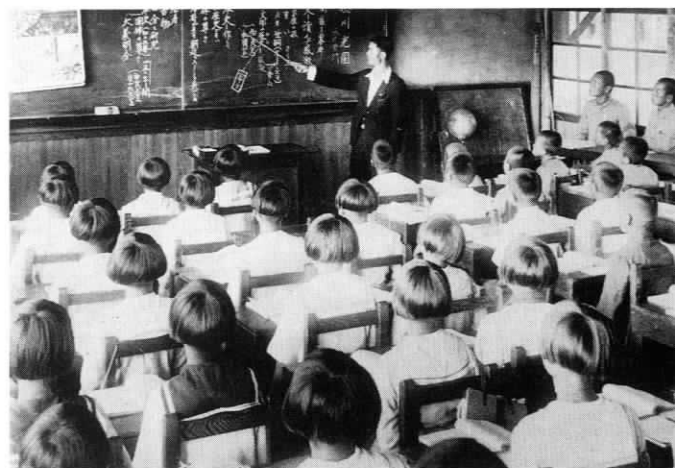
⑥小学校教育の振興に努めるは勿論なるも、特に実業補習教育の進展に努むること（この項は、昭和に入ると、青年学校の充実と社会教育施設の進展に努むることに変わる）

- (4) 当時の師範学校生たちの実習状況は、次の表のとおりであるが、教生の希望する学年を考慮して配属され、1クラス2～4人程度の配置であった。

大正9	1 期		2 期		3 期
	前 期	後 期	前 期	後 期	
期間	6月21日 ～7月2日	7月4日 ～7月16日	11月21日 ～12月3日	12月5日 ～12月16日	2月20日 ～3月4日
人数	31人	28人	29人	31人	34人

昭和6年	1 期	2 期	3 期
期間	6月～10月	10月～12月	1月～3月
人員	12人	12人	12人

昭和16年	1 期	2 期
期間	5月～7月	9月～11月
人員	18人	13人



代用附属小学校時代の学習風景(昭和17年5年生)

また、大正期の指導日程は次のとおりである。

週	曜	実 習 内 容	時限
1 週	火	教育方針 実習注意	5
	水	農村教育	5～6
	木	社会体育 農村小学校における学校経営	4～5
	金	他校参観	共同
	土	実業補習教育	2～3
2 週	月	社会教育理論	4～5
	火	社会教育実際 通俗図書館の経営	4～5
	水	他校参観	自由
	木	農業教育 研究会	3～5

このようにして、代用附属小学校としての任を果たしつつ、農村小学校としてその大きな役割を担ったことは、大歳村民の誇りの一つであった。

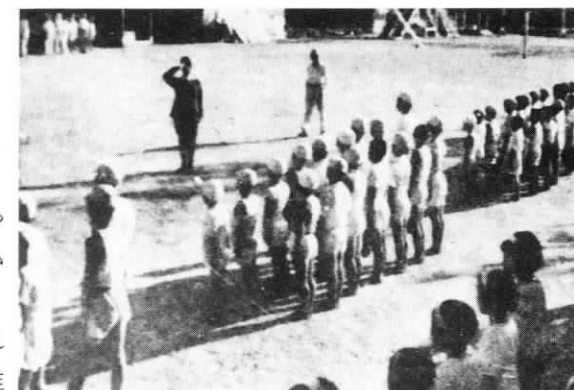
昭和10年に青年学校令が交付され、本校でも実業公民学校(昭和5年に、実業補習学校を改称した)を廃し、青年学校を併設することとなった。青年学校は、普通科、本科及び研究科があり、男子は普通科2年、本科5年、研究科1年で、女子は普通科2年、本科2年、研究科1年であった。男子には教練の時間が多く当てられ、軍隊に入る下準備として重きが置かれていた。



青年学校卒業生(昭和13年)

オ 国家主義への道

昭和6年には満州事変が起こり、翌7年には5・15事件によって政党政治が終わり、8年には国際連盟を脱退し、極端な国家主義の道への一途をたどることになる。12年には、北京郊外の蘆溝橋で日本軍と中国軍の衝突が起こり、戦争が長期化の様相を呈してくると、政府は、戦争に必要な人員や物資を手に入れるため「国家総動員法」を制定した。



閱兵 各部落別に行う

4) 国民学校時代

(昭和16年～昭和20年)

ア 国民学校令の交付

昭和12年12月に、教育の制度や内容の全般にわたって改善していく意向をもって、「教育審議会」が設置された。その中で答申された「国民学校、師範学校及び幼稚

園に関する件」に基づいて、昭和16年3月1日に「国民学校令」が公布された。

日本独自の教育体制の確立、基礎教育の拡充整備を目的としてこの改革が行われたのであるが、国民学校における教育の目的は、国民学校令の第1条に、「皇国民の道に則りて、初等普通教育を施し、国民的練成をなす」と示されている。「皇国民の道」とは、教育勅語に示された「国体の精華と臣民の守るべき道全体」を指しており、初等普通科教育を内容とし、「基礎的練成」を方法として、忠良なる皇国民の練成に主眼を置いた。教育内容も国民の基礎的練成を行うことを目標として編成された。

そのために、国民学校は、初等科と高等科に分け、初等科には、国民科・理数科・体練科・芸能科の4教科をおき、高等科では、初等科の4教科に加え、実業科を加えて5教科とした。科目については次の表のとおりである。

高等科	初等科	国民科	修身 国語 国史 地理
		理数科	算数 理科
		体練科	体操 武道
		芸能科	音楽 図画 工作 裁縫（女子） 家事（女子）
		実業科	農業 工業 商業 水産

この中で、注目すべきは、体練科が重要視されたことにある。すなわち、「伝統的な民族精神」を体得し、国威の宣揚に直接貢献できる教科と考えられたからである。特に、武道では、初等科5年生から、剣道・柔道の基本動作が課せられ、薙刀は女子に課してもよいことになっている。指導に当たっては、「心身を一体として訓練し、礼節を尚び廉恥を重んずる気風を涵養すべし」とあるように、武士道精神の涵養を大切にしていた。

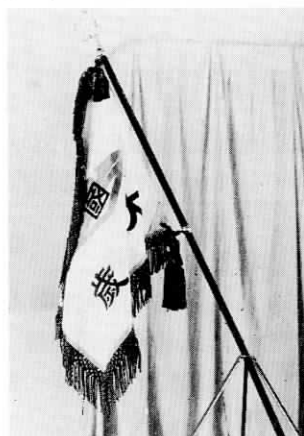
これらの教育改革の主な点をまとめると次のとおりである。

- (1) 皇国民の練成を主眼とした。
- (2) 全一的統合をし、新たに教科を立てた。
- (3) 教科書の全面改正をした。
- (4) 義務教育を8年間とした。(実際には、実施されなかった)
- (5) 義務教育の徹底を図り、初等科と高等科に分けた。
- (6) 教頭職や養護訓導をおいた。

大歳尋常小学校も、昭和16年4月1日に「大歳国民学校」として改称し、門標を掲げた。

イ 勝井修練農場

国民学校時代、昭和15年11月から、勝井(鴻南中学校の西方、朝田古墳近く)の山林を開墾し修練農場を経営したことが大きな学校行事としてあげられる。現在、修練農場となっていた場所は、国道9号線(元山口バイパ



大歳国民学校時代の校旗
藤村寅一氏寄贈

ス) が通り、その面影を訪ねることはできないが、戦時色が強まる中、自給自足の意味合いをもちながらも、勤労を通して、皇国民としての練成を行っていた当時の世相を振り返ってみたい。

(1) 勝井修練農場の沿革

昭和13年11月 農村教育研究大会を開催し、講師である東京高等師範学校教授野尻重雄氏が、将来の学校教育として、土を通しての勤労体験の教育徹底のため、開墾作業の必要性を説く。竹村訓導は、その候補地の物色を始める。

14年9月 地主八木正一氏の内諾を得る。

15年4月 候補地約3町歩(3ha)とし、全職員で現地を視察し、決定。

15年5月 学務委員・教育後援会幹部が集まり、全員一致で農場経営を承認し、交渉委員として、石崎助雄氏を決定。

交渉内容

条 件	土地の状態等	面 積	所有者
購 入	水田荒蕪地	1反5畝	福島忠二
借 用	山 地	1町歩	八木正一
購 入 または借用	荒 廃 畑 檜 林	3 畝 2 畝	蔵 重 積
借 用	農具室用地	15 坪	宗 方 ハ ナ
交 渉 中 の その他の土地		大歳村黒川市 石村 吉敷木崎区 谷口 大歳村勝井 宮成	

15年8月 蔵重氏の土地を借用し、開墾作業をする。(8月2日～3日)

15年8月 福島氏の土地を購入登記し、8月31日から開墾。9月8日に完了。

15年11月 井本氏所有の山地を借用し、開墾作業を開始。

15年11月 農具室完成。

16年12月 土地の賃貸契約成立。(八木氏、蔵重氏分)

17年1月 山の開墾作業完了。

(2) 農場経営の概要

「勝井修練農場経営一覧表」に、その経営目的・経営方針・指導上の注意・実習の心得などとともに、年間の計画や児童の分担、施肥、土地反応と作物の関係、実習日割なども掲載されている。この中から、経営目的と実習心得及び児童の分担や実習日割について紹介する。

〈経営目的〉

- ・農業に関する普通の教育の知識技能魂の教育

- ・農業趣味愛農心を涵養し土による人物練成と天然資源の開発活用を図る。
- ・献身勤労節約活用の良習慣を養い、一切の作業と愛農心、愛好心に発し愛国心の涵養に資せしむること。
- ・協同親和、共動切蹉の美風を養い、身体鍛錬に努め真に修練道場の実を上げること。
- ・各科教育の労作化生活化、郷土化に資するとともに集団勤労、集団訓練の道場たらしめる。

〈実習の心得〉

- ・真剣に進んで作業し終了後結果を反省し作業中雑談をせぬこと。
- ・互いに助け合い作物や土地を愛すること。
- ・生産物、農具の取扱をていねいにしその始末をよくする。
- ・雑草を生やさぬこと。堆肥を作ることにつとめる。
- ・命令を素直に聞き復命復唱を忘れぬこと。

〈児童の分担〉

学 年	作 業 分 担	面 積
高等科男子	水田 畑 果樹園（柑橘・枇杷・李） 山林 養兔	2 畝 2 反 6 畝 1 反 1 反 数 頭
高等科女子	果樹園（栗）	2 反
初等科 6 年	果樹園（梅）	1 反 5 畝
初等科 5 年	果樹園（柿） 畑	1 反 2 畝

〈実習日割〉

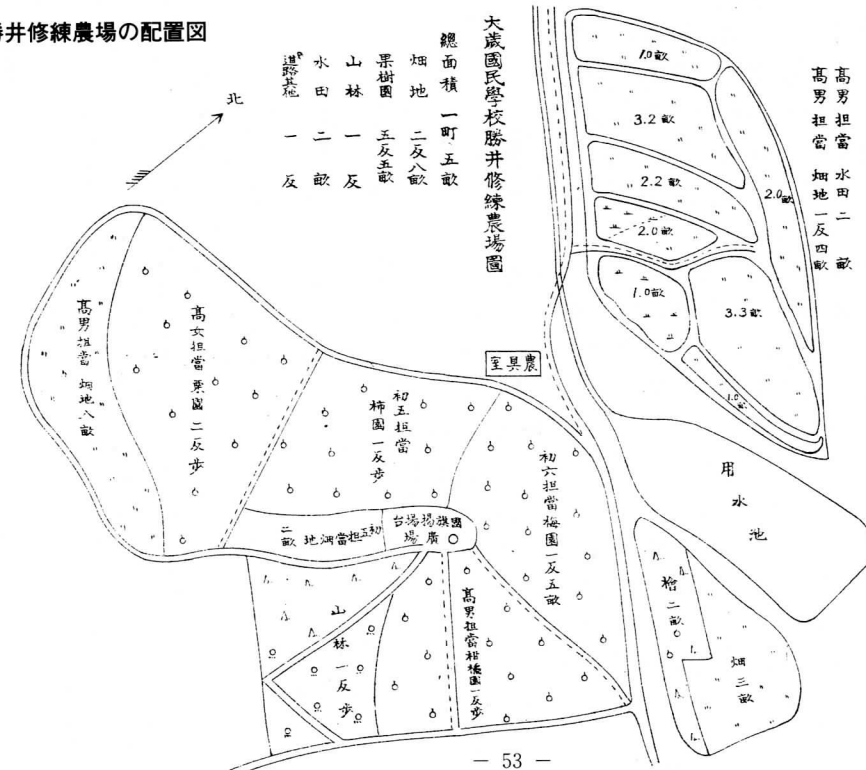
- ・全校作業日 毎月大詔奉戴日の午前中 2 時間
心身鍛錬期間のうち、1・2 日間
- ・学年別作業日 高等科男子 火曜日 3 時間
水曜日 2 時間
土曜日 2 時間
高等科女子 火曜日 2 時間
初等科 6 年 火曜日 2 時間
初等科 5 年 金曜日 2 時間

このように、修練農場経営が行われたが、栽培された作物は、野菜類から始まり、豆類にいも類、お茶に至るまで70種を超えている。この修練農場の取り組みは、高い評価を得ており、昭和17年11月の大阪毎日新聞に掲載されている。



大阪毎日新聞に掲載された記事

勝井修練農場の配置図



ウ 山口市との合併

昭和19年4月1日をもって、大歳村は山口市と合併したことで、山口市立大歳国民学校と改称した。合併の意向は、山口市側から昭和16年1月に出され、それを受けて同年7月の大歳村議会で山口市への合併を絶対多数で可決した。同時期に、平川・陶・秋穂二島・名田島・嘉川・佐山の6か村と小郡・阿知須の2町の合併も行われ、人口8万560人の山口市が誕生した。

山口市発足に伴う第1回市内国民学校取組練成会が白石国民学校で開かれ、祝典行事が開かれたが、10月には、県下全国国民学校に出動命令が出るなど戦争の暗い影が日増しに押し寄せていた。

翌20年3月には、「国民学校初等科を除き、学校における授業は20年4月1日から21年3月31日に至る間、原則として停止する」という内容の方針を打ち出したが、7月には、宇部市や下関市について徳山市も空襲を受け、市の大半が焼失するようになってからは、ほとんど授業も行われなくなった。

5) 戦後の教育

昭和20年8月15日、ポツダム宣言を受け入れた日本は、連合軍の占領下におかれた。このことは、教育においても、大きな変革をむかえた。すなわち、戦時下における教育体制に終止符を打つことであり、新教育の方針を打つ出すことにあった。

文部省は、昭和20年9月15日に「新日本建設の教育方針」を発表した。これによると、「国家主義、軍国主義的な思想及び教育施設を排除すること」を強調している。さらに、連合国最高司令長官は、「子供に上から軍国主義、国家主義をおしつける教育ではなく、子供が公民であることを自ら体得するような教育を行わなければならない。」との指示がされた。

昭和22年3月、「教育基本法」「学校教育法」が制定交付され、同年4月、大歳国民学校も再び小学校という名称に変わり、従来の高等科は廃止され、新しく3年課程の中学校が発足したのである。同年、占領下で定められた学習指導要領は、児童の生活経験を重視した問題解決学習を中心としたものであった。昭和26年には、改定されたものの、大きな変更はなく地域や学校の実情に応じた学習が展開されていた時代であった。

昭和24年度の本校の学校経営案によると、「教育基本法並びに学校教育法の趣旨に則り、児童の心身の発達に応じて初等普通教育を施し、以

新教育指針	
文部省	目次
第一 日本国の教育制度の管理についての指令	一
第二 教育関係者の資格についての指令	三
第三 国家神道についての指令	五
第四 修身科・国史科・地理科の中止についての指令	九
指令原文	一四

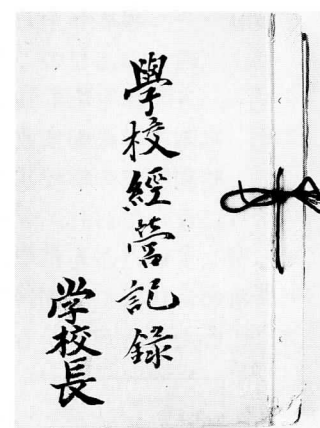
新教育指針

て万世のために太平を開かんとする新日本の建設に貢献し得る国民の基礎的育成をなす」と教育理想を掲げられ、大歳小学校でも、民主主義社会の実現へ向けて、新教育がスタートした。

ア 昭和22年～30年当時の教育

(1) 本校の教育方針(昭和24年度学校経営案から抜粋)

- 新日本建設の気魂昂揚
新憲法の新精神徹底、国際的事情の把握、国際的協調精神の涵養、国民的信念の涵養、相互扶助、苦難克服
- 民主学校社会の樹立
社会精神、社会正義、寛容の精神、自主的人格の啓培、自他敬愛、自治共同、校風の樹立、校則・申し合わせの遵守
- 科学的生活の育成
真理愛の念、合理創造の生活態度、環境の科学的整理、自然愛好感謝、科学技術、数理的处理その他、「情操の陶冶」「健康の増進」「社会教化」「師道研鑽」などの項目が掲載されている。



昭和24年度 学校経営案

(2) 指導上の留意点

- | | |
|--|--|
| • 自治自発 (教師中心→児童中心)
児童人格の尊重
受動的・消極的→能動的・発展的
(引き出す教育、認める教育) | • 学習の興味化 (論理的→心理的)
児童の生活体験
学習興味の誘発 |
| • 教育の生活化 (教材中心→生活経験)
生活創造
実際化・具体化 | • 計画の体系化
系統的指導
重点化・簡素化 |
| • 応能的取扱
画一的・機械的→個性的・有意的 | • 計画の周到
考察と反省→協力遂行 |
| • 教育の社会化
孤立的→社会的・分因的 | • 思考的体験学習
暗記・記憶中心の打破 |
| | • 学校と家庭及び社会の連絡緊密化 |

以上のように、教育の理念が当時のものであるが、50年を経た今日教育理念と極めて酷似しており、児童中心の学習を進めようとした当時の教育の考え方に学ぶべきことは多い。

当時の学校長は、経営案の余白に、次の俳句と短歌を紹介しており、当時の教育が偲ばれる。

我と来て 遊べや親の 無い雀
その人の責むべきあらばほむべきをさがし出して誉めよ讃えよ

(3) 当時の求める児童像

昭和27年に、本校では、求める児童像を次のようにまとめている。

大歳校のよい子供

- 一 進んで勉強しようとする子供……勉強
- 二 責任をもって喜んで働く子供……責任
- 三 きまり正しくはきはきした子供……規律
- 四 みんなのことを考え奉仕する子供……協同
- 五 体も心も強くてぐんぐん伸びる子供…健康

(4) 当時の学級編制並びに児童数

昭和27年の学校基本調査によると、本校の児童数並びに学級編制は次の表のようになっている。1年生は1学級編制になっており、1クラスに60人の児童が学習していたことになる。なお、教員数は、校長・養護教諭（教頭職はない）を含めて、15人であり、50人あたりに1.73人になっており、教員定数が低く抑えられていたことがわかる。

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
児 童 数	60	70	79	78	70	77
学 級 数	1	2	2	2	2	2

こうした中、校舎改築が昭和28年度から行われた。6・3制が始まり、中学校の校舎が不足しているとき、大歳小学校では旧大歳村の特別林野を地元負担の建築費に当てて、新校舎を建築しており、当時の教育への情熱が感じられる。なお、この校舎建築に当たっては、文部省のモデル校舎の指定を受けて施工されたが、当時の文部省の方針としては、教室の広さを7m×9mとし、片側廊下型の様式を進めていたため、その後の学校は、昭和59年の多目的スペース導入まで、この形をとっていた。なお、本校の教室は、当時としては大変珍しい指導室



昭和29年に建設されたモデル校舎

（2教室に1指導）を備えたものであった。

翌年に竣工式を行ったが、木造2階建ての教室は、平成6年に取り壊されるまで、本校内の唯一の木造の暖かさを保った校舎として建っていた。

イ 松岡文庫の創設

昭和28年4月に、本校に赴任した松岡留治校長が、同年12月37歳という若さで急逝された。新校舎の建築に当たって、「校舎を建てるなら子供が楽しく勉強できる便利で機能的な校舎を」と、情熱と研究心に燃え、財源難の打開と校舎設計の研究途上の突然のできごとであった。松岡校長の母親である松岡ヒデ氏（当時72歳）は、「留治の安住の地である大歳小に留治が最も愛した蔵書を贈り、彼の霊を慰めてやるとともに、お世話になった皆様へのお礼に」と、蔵書6,000冊余りを本校へ寄贈

されたことにより、松岡文庫を創設することとなった。

寄贈された書籍は、教育専門書のみならず、文学、美術、音楽などあらゆる分野にわたっていた。しかし、児童書の類が少ないため、児童には利用される機会に恵まれなかったが、松岡校長の勉学の姿勢を当時の児童は心に感じ取っていたにちがいない。

この松岡文庫は、昭和54年まで、大歳小学校の運営で、大歳地区民だけでなく、広く市民に公開していたが、さらに多くの市民のための豊かな文化の向上に貢献したい旨を以て、県立山口図書館に寄贈移管された。

ウ 学校林の運営

昭和31年、モデル校舎の建築を契機に、市内中尾（吉敷地区）に杉2千本、檜5百本を昭和29年と30年の卒業生164人の手によって記念植樹された。児童が造林の喜びを味わい、国土愛護の精神を養うとともに、勤労愛好の精神、水源の保守、50年後の学校用材の確保を目的として運営された。学校林作業は、全職員と5・6年生の手によって毎年7月下旬に行われ、昭和32年には学校植林コンクールにおいて、山口県知事賞を受賞している。昭和45年ごろから、6年生児童の手によって、3月に行われるようになったが、昭和52年の見学を最後に、学校林の中刈り作業は中止され、現在は、大歳地区の特別林野とし、林野委員会による管理となっている。学校林作業が児童には困難であるとの判断で中止となったが、その主な理由については、鎌などの扱いになれていず

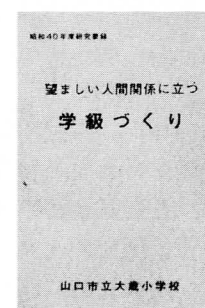


学校林配置図

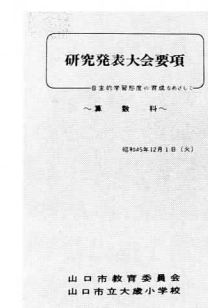
危険であること、徒歩で1時間20分もの遠距離にあり到着後の作業は一層困難であること、バスの利用では経費がかかり過ぎることなどである。この作業中止を、PTA運営委員の了承を得て、林野委員会に申し出て、卒業までに児童が学校林の見学をすることを条件に了承されたという経緯がある。

エ 研究指定校として

戦後の教育諸活動の中で、本校は3度の市教育委員会からの指定を受け、実践的研究を行っている。



昭和40年度 研究紀要



昭和45年度 研究紀要



昭和50年度 研究紀要



昭和55年度 研究紀要

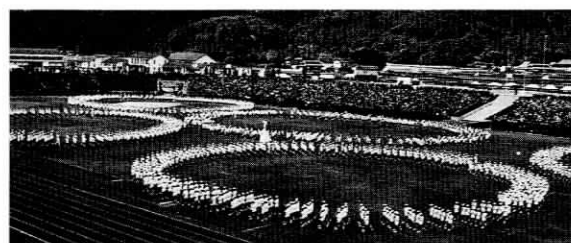
山口市教育委員会研究指定概要

中心領域	課 題	期 間	発 表 会 等
図書館教育	教科に直結する学校図書館	S 30～S 33	図書館教研究発表会開催 (S 33. 2. 11)
学 級 経 営	ひとりひとりを生かす 学級経営	S 39～S 43	学級経営研究発表会開催 (S 40. 12. 10)
同 和 教 育	豊かな情操を求めて	S 50～S 51	

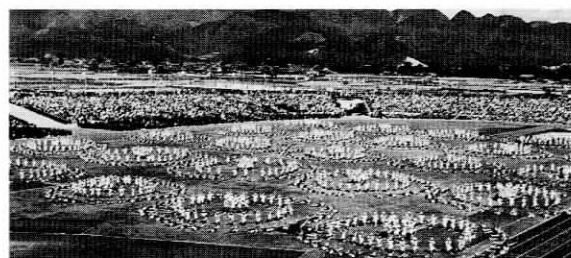
10年おきに研究指定を受けていることになるが、この他の研究としては、特別活動(S54～S58)があげられる。さらに、昭和59年からは国語や道徳を中心にしながら、常に研究心をもった実践がなされている。特に、平成6年度においては、中国地区国語教育研究大会を開催するなど、たゆまぬ教育実践が今日まで続いている。

オ 山口国体への参加

昭和38年10月27日、天皇・皇后両陛下をお迎えして、第18回国民体育大会が山口市を主会場に行われた。この国体の開会式には市内及び大内・小郡の小学生約2,000人が参加し、6年生はマスゲームを、5年生は鼓笛パレードを披露した。現在、県陸上競技場の周囲は、その後維新百年記念公園として整備され、スポーツだけでなく県民の憩いの場となっている。このような恵まれた施設が至近の距離にある本校の児童たちは、持久走大会やたこあげ大会、遠足などでこの公園を利用することが多い。



国体マスゲーム5年生が参加した鼓笛パレード(ひびけ山口)

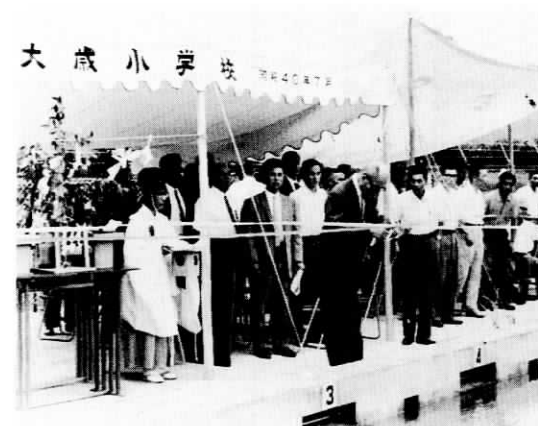


国体マスゲーム、6年生が参加した(元気なぼくら)

カ 70周年記念事業の概要

昭和40年に、70周年を迎えることから、昭和39年5月のPTA総会において記念事業準備のための委員会が発足し、同年9月実行委員会が組織され、70周年記念事業がスタートした。

この事業は、プールの建設とピアノの購入等を中心として行われた。当時の金額で約290万円もの寄付を募り、学校の教育設備の改善に力を入れた事業であった。中でも、プールの建設に関しては、地元負担金100万円に加え、更衣室などの付帯設備に50万円、プール用地代に50万円の費用を捻出しているなど、地元の人々の熱意と善意で完成した。また、この事業の一切が完了するまで2年半の長期に渡っており、戦後の本校教育の中で、最も大きな事業のひとつといえる。



創立70周年記念プール竣工式(昭和40年)



創立70周年記念庭園(樹木運搬)

キ 多目的スペースを取り入れた校舎の改築

創立100周年を迎えた平成7年、木造校舎を取り壊し、各階に多目的スペースを備えた新校舎が完成した。生涯学習社会の到来に伴って、主体的に社会の変化に対応できる能力を備えた児童の育成には、学習する者の多様なニーズに応じた新しい教育方法が求められており、多目的スペースはチームティーチングなどの新しい学習形態に対応できるものとして注目されている教室空間である。

創立70周年記念事業の
グランドピアノ

かつては、師範学校代用附属小学校として農村教育の推進役を果たし、戦後においては、豊かな人情と教育にける情熱にあふれたここ大歳地区民に支えられ、地域に開かれた学校として、文化の殿堂として、着実な教育の歩みを進めてきた。

今後、恵まれた教育環境を活用し、新しい教育を展開していく大歳小学校の姿が目の前に広がっており、これからも「人が人を育てる営み」が続いていくに違いない。



入学おめでとう集会



多目的スペースを取り入れた新校舎